

※昨年度から内容の変更はありません

重度強度行動障害加算補助金について

1 事業の概要

(1) 事業の目的

重度の強度行動障害者の支援を行う施設に対して、生活支援員等の加配を行う等、利用者に対して適切な指導・訓練等を実施するために必要な経費の一部を助成し、利用者の安全の確保及び行動障害の軽減並びに施設の経営基盤の安定を図る。

(2) 助成対象施設

指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型又は日中サービス支援型）

(3) 対象施設の要件（障害者支援施設の場合）

ア 医師について、必要な数を配置していること

イ 職員の配置について

人員配置基準上の職員及び職員の加配が求められる加算等の算定に係る職員の員数に加えて、1人以上（最重度の強度行動障害者の場合は、2人以上）。

ウ また、職員のうち1名以上は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）と同等以上の内容の強度行動障害に関する研修を受講している者とする。

エ 心理療法を担当する職員が1名以上

オ 居室は原則として個室

カ 行動障害の軽減のための各種指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること

キ 千葉県強度行動障害加算事業実施要綱に基づく助成を受けていないこと。

その他対象施設の要件は、要綱をご参照ください。

(4) 助成対象者の要件

多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められると千葉市が判定した者のうち、千葉県が設置・運営する「暮らしの場支援会議」により施設入所（入居）調整を受けた者をいう。

(5) 助成金額 以下の表のとおり

区分	対象者	対象施設等の種類	補助基準額	加配人数	対象経費	補助率等	交付対象期間
1	重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	対象者 1人あたり 日額 14,430 円	1人以上	対象者の支援にあたる職員の人件費	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額。ただし、重度障害者支援加算が算定されている場合は、少ない方の額から当該加算額を控除した後の額。	指定障害者支援施設で入所又は短期入所を開始した日、若しくは、指定共同生活援助で入居又は短期入所を開始した日から3年間（「暮らしの場支援会議」において改善状態を判定して見直し）
		指定共同生活援助事業所	28,860 円				
2	最重度の強度行動障害者	指定障害者支援施設	対象者 1人あたり 日額 28,860 円	2人以上	対象者の支援にあたる職員の人件費	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額。ただし、重度障害者支援加算が算定されている場合は、少ない方の額から当該加算額を控除した後の額。	
		指定共同生活援助事業所					

(6) 助成対象

千葉県強度行動障害加算事業実施要綱第2条第5項並びに千葉県強度行動障害短期入所加算事業実施要綱第8条に定義される要件に該当する、千葉県において支給決定及び判定を受けた児者に対して支援を行った施設（いずれも千葉県内事業所に限る。）

(7) 要綱及び参考

○要綱

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai/fukushi/documents/chibashi_juudokyou_dokoudousyougai_kasanho_jokin.pdf

https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai/fukushi/documents/chibashi_juudokyou_dokoudousyougai_kasanho_jokinbeppyou.pdf

○重度の強度行動障害のある方を支援する事業者の募集について（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/kyoukou/index.html>